

年金部会意見書

平成15年7月24日 今井延子

日本はますます高齢化率が高まり、現役世代の負担が増えてしまいます。保険料負担をできるだけ増やさず、しかも賦課方式を維持して給付水準を一定に維持するならどうしても保険料を担える人口を増やすしかありません。働きたい高齢者・女性にもできるだけ労働市場に出てもらうことが重要ではないでしょうか。これからの政策は主婦の保護から働く女性をバックアップする方向へ、そして将来的には個人単位化を貫き遺族年金制度を選択制とし、徐々に廃止していく方向で考えていくべきではないでしょうか。

遺族年金制度について検討すべき課題の高齢期の遺族配偶者に対する遺族厚生年金と老齢厚生年金の併給についてと支給要件における男女差についてですが、老齢基礎年金+（妻+夫の老齢厚生年金）×一定割合とした上で、どうしても高額になる場合は上限を決めるなどしていけば働く女性も、働く女性を妻にもつ夫も公平になると思います。また、例えば「一定割合」を1/2とし、現在夫の老齢厚生年金の3/4で遺族年金を受給している方には経過措置を設ける考えはどうでしょうか。当然、被扶養の夫55歳以上という年齢制限もはずすべきと考えます。

女性が経済的に自立するには労働・雇用の場での平等が徹底されなければなりません。それには育児・介護はどうしても障害になってきますので、その期間は休暇をとっても保険料を支払わずとも加入していたとみなし、給付額に加算されるなどの積極的かつ総合的な政策を望みます。

(1) 基本的視点—個人の選択に対する中立性と男女共同参画

- ・2003年6月27日閣議決定「骨太方針第3弾」は、日本経済の体質強化のための改革の一環として、年金制度について、「『男女共同参画社会の』理念に合致した制度に向けた改革」をポイントとしている。その「具体的手段」として、「片働き世帯を前提とした給付水準の見直し」、「第3号被保険者制度の見直し、短時間労働者の年金適用、在職高齢者についての給付のあり方の見直しなど、女性や高齢者の就労を阻害せず、働くことに中立的な制度とする」、としている。
- ・社会保障審議会の2003年6月「今後の社会保障改革の方向性に関する意見」は、「基本的視点」の1つとして、「男女間」の「公平性」確保をあげ、「ライフコースを通じて社会保障制度が個人の選択に中立的である」ことを重視している。

(2) 個人の選択に対する中立性と年金制度

- ・年金制度において個人の選択に対する中立性を確保するためには、「個人単位化」を進めることが基本であるが、これを議論する際、「個人単位化」をどう捉えてどこまで実現しようとするかを明確にする必要がある。

(参考：個人単位化の捉え方と対応—男女共同参画会議・影響調査専門調査会の報告)

- 1) 就業調整等の問題を解消することが個人単位化→パートタイム労働者への厚生年金の適用拡大、第3号被保険者制度の見直し等
 - 2) 遺族年金制度に起因する諸問題を解決することが個人単位化
 - ① 遺族年金に関する「掛け捨て問題」→給付方法や給付の率の変更等
 - ② 遺族年金が再婚等の選択に偏りを生じさせる問題等
 - ・支給要件における明文的な男女差
 - 受給要件を性別ではなく、経済的要件等に置き換え
 - ・再婚しないことへの制度的誘引の問題等→年金分割制度の導入
 - ③ 遺族年金制度そのもの→中立性からは判断困難。ただし、年金分割の導入により遺族年金が必要ではなくなる層が次第に拡大する可能性がある。
 - 3) 世帯類型にかかわらず所得代替率を均等化することが個人単位化→所得比例構造に一本化すれば可能
- ・過渡的に望ましい方法としての「年金分割」

年金分割を導入すれば遺族年金が必要でなくなる層は拡大する。また所得比例構造に一本化すると現在の男女間賃金格差の下では年金分割等が必要

- ・就業調整と年金分割

就業調整では、社会保険料や税金の負担を回避するのが主な動機であり、年金受給面についてはあまり意識されていないのではないかと。しかし、2号被保険者と3号被保険者との間の年金分割は認めても、2号と2号の間では認めないとすると、3号にとどまって年金分割をした方がむしろ自分の年金が増えると誤解されるおそれがある（夫の年金が減るだけなのだが）。

- ・離婚の場合だけの年金分割は、中立性の観点から問題

- ・現行の制度体系では、雇用就業の多様化・流動化により、2号被保険者の相対的減少、1号被保険者の増大が見込まれることに対して、対応できない。「引き続き十分に議論」とされたスウェーデン方式の、相対的望ましさは、高いことに留意すべき。改革を先送りすると、厚生年金収支の赤字・積立金減少により、改革余力を失う恐れが大きい。

「遺族年金制度」「離婚時の年金受給権分割制度」
「障害年金」「高齢者の就労と年金制度等」等に関する意見

大山 勝也
山口 洋子
小島 茂

(1) 遺族年金制度について

- 高齢期の遺族配偶者に対する遺族厚生年金と老齢厚生年金の併給については、まず本人の老齢厚生年金の全額受給を基本とし、遺族厚生年金（配偶者の老齢厚生年金の4分の3）との差額を支給するしくみとすべきである。
- 遺族年金の年収要件（生計維持要件）については、当面、遺族年金を支える被保険者の年収とのバランスをはかる観点から、遺族となった者の年収に応じて年金額を段階的に調整すべきである。
例えば、当面、年収 600 万円までは遺族厚生年金を 100 %支給し、それ以上の年収については、段階的に年金額を減額し、年収 850 万円以上の場合に遺族年金を停止する仕組みとする。
また、適用認定は、毎年の年収を基に行うべきである。
(注) 給与所得者の平均年収は 454 万円、男女別では、男性の平均年収 558 万円、女性の平均年収は 278 万円（「2001 年度民間給与の実態」国税庁）。
- 男女の支給年齢要件をどちらにそろえるかは、将来遺族年金のあり方としてどのような方向性をめざすかという観点から考えるべきである。将来的に、男女がともに働く社会を想定した場合、第一義的には、男女の賃金労働条件の格差解消を図るべきだが、その上で、遺族年金の受給要件は男女とも中高齢の場合、としていくべきと考える。併せて、遺族となった者に子どもがある場合には、一定の配慮を行う形とすべきである。
- 18 歳未満の子どものいない妻に対する遺族厚生年金については、夫の年齢要件（55 歳以上）との関係を含め、生活実態、雇用環境等を十分勘案し、支給対象年齢、支給期間、中高齢寡婦加算（65 歳まで月 5 万円）のあり方等について検討すべきである。

(2) 離婚時の年金受給権分割制度について

- 第 3 号被保険者制度の見直しにおける「夫婦間の年金権分割案」との関係を明らかにすべきである。具体的には、夫婦間の年金権を分割する方式の修正案（A-2 案）である老齢年金の受給権発生時点で強制的に分割する方式と、離婚時の年金受給権分割制度として保険料納付記録の分割を選択する方式との関係について整理すべき。また、

遺族年金や障害年金も含めて、整合がとれるのか、さらに検討すべきである。

(3) 障害年金について

- 20歳以上で障害基礎年金を受給していない無年金障害者については、障害者福祉施策（特別障害者手当（現在、月額 26,860 円）増額など）と年金制度（当面、国庫負担相当分の障害基礎年金の支給等）双方の組み合わせによる所得保障制度を早急に導入すべきである。
- 障害基礎年金については、厚生年金と同様に 3 級障害年金をつくとともに、水準を引き上げるべきである。

(4) 高齢者の就労と年金制度等について

- 在職老齢年金は、一律 2 割停止を解消し、在老非適用者（労働時間要件 3/4 未満、共済年金受給者、賃金以外の収入のある者）との公平性を確保するため、現行の在職老齢年金制度を廃止して、総収入（賃金・高年齢雇用継続給付金、事業所得、家賃、配当・利子等）をベースに、年金額を調整する制度に抜本的に改める。
例えば、年収総額が 600 万円を超えるあたりから順次年金支給を削減し、年収 1000 万円で全額停止としてはどうか。
（注）共済年金の調整は、課税給与所得が 120 万円以上から段階的に減額され、1,650 万円以上で 90 % 停止となる仕組み（240 万円で 31.25 % 停止、600 万円で 72.5 % 停止）。

(5) 失業期間中の厚生年金への「継続加入制度」の創設について

- 失業者の増大等を踏まえ、失業中においても、老齢年金、障害年金、遺族年金の受給権を確保するため、次の就労までの期間、厚生年金に引き続き加入できる「継続加入制度」を創設する。
その間の保険料については、学生の国民年金保険料の猶予制度（10 年以内に追納：学生納付特例制度）と同様に、保険料負担を猶予し（2 年間：健保の任意継続加入期間）、再就職後にその分を追加分納する。なお、追納の保険料は、労使分、本人分（給付算定は半額）、免除（障害・遺族年金の対象）との 3 選択制として、追納期間は猶予期間の 2 倍（4 年）以内とする。

<各論で追加的に議論すべき事項>

- 被用者年金制度の一元化について

以上

2003.7.24.

年金部会への意見

翁 百合

(総論への意見)

1. 将来の基礎年金をどう位置付けていくかの議論が必要——スウェーデン型最低保障年金方式も含めて

●現行制度下における第三号問題解決の難しさや未納・未加入問題（特に若年層）のもたらす年金空洞化現象は極めて深刻である。こうした「空洞化問題」は、やはり現行基礎年金制度の持つ矛盾（①基礎年金制度が税方式と社会保険方式を混合しており、国庫負担の意義が不明確、②しかも厚生年金・国民年金・共済年金制度が分立して定額部分を財政調整する仕組み）によって引き起こされている部分も大きいと考える。こうした問題は、国庫負担 1/2 引き上げや保険料の徴収強化だけでは全面的な解決につながらないように思う。

●これらの問題を明快に解決するには、基礎年金制度を改革していくことが必要であると考える。そのためには、「公的年金制度の体系をどう設計するべきか」という観点から、年金制度体系をもう一度検討することが必要である。基礎年金の位置付けについての将来の方向性がみえることによって、初めて今回の様々な改革が意味を持つてくるものが多い。例えば、第三号問題における女性の年金の年金分割は、スウェーデン方式の税源による最低保障年金の導入が展望されるのであれば、意味を持つ改革となるであろう。

●基礎年金制度の改革の方向性について今まで年金部会委員から提案されている考え方は、主に2つあると考えられる。第一は、スウェーデン方式である。公的年金は所得比例年金に一本化し、国庫負担による年金は最低保障年金とする体系である。これへの課題は、所得捕捉体制の整備と、分立する年金の一本化である。第二は、基礎年金を全額税方式とする体系である。これは高所得者に対する課税強化を行うことや、基礎年金水準と税負担水準の設定が課題になる。これらの二案と現行方式の継続とを比較し、どの方式が持続可能で信頼される仕組みとなるかコストとベネフィットを様々な角度から考慮し、税制との関連を十分に視野に入れながら今後の展望を示し、今回の改革との関係を再検証することが必要である。

2. 世代間の公平について数字を示してわかりやすく説明し、議論を深めるべき

●今回の年金改革で、保険料固定方式の導入や公的年金控除の縮減といった世代間の公平性を確保しようとする政策を進めようとするのであれば、これによって世代間の不公平がどう変わるのかについて、わかりやすく丁寧に説明することによって、より議論を深め、理解を広める努力が不可欠なのではないか、と思われる。その点で、世代毎の損得論をするためではなく、マクロの世代間会計の議論の基礎となる、世代間の公平性を検証する指

標、数字を明らかにする必要があるのではないかと考える。勿論、現在の公的年金制度は個人単位ではなく、様々な所得再分配政策が内包されている制度であり、わかりやすくその指標の意味を説明することは必要である。今回の厚生労働省の示した当初案のままでは、2025年までの負担と給付の関係は現在とは大きくは変わらず、むしろ2025年以降の少子化の影響が出てくる時代に年金を受け取る世代に負担が大きく、問題が先送りされる形となっている。これを是正する様々な提案（たとえば実績準拠法でなく平均化法の検討）もなされているが、これによってどの程度世代間の不公平が是正されるのかについても、こうした検証指標によって、議論を深めることが必要であると考えます。

3. 厳しいシナリオになった場合のリスクについて十分に考えておく必要

●2. の点とも関連するが、経済成長が必ずしも想定通りいかなかったり、少子高齢化がさらに進行した場合、将来世代の所得代替率はさらに低下する可能性もある。保険料固定方式の難点は、そうした場合、将来世代にとっては給付調整のリスクがみえないところにあると思われる。そうした不安の解消のためにも、前述の通り、世代間の公平性を検証したうえで、現状の段階でも、どの程度の給付調整が可能なのか、公的年金控除の縮減についてどの程度まで行えるのか、について、十分かつ綿密な検討を行うべきと考えます。

(各論)

●遺族年金 離婚時の年金分割

女性の就業の増加、ライフスタイルの多様化からできるだけ自らの働いて保険料が納付したことが自らの給付に反映されるほうが望ましいと考える。したがって、遺族年金については、受給方法Ⅳを導入しつつも、年金財政上厳しい状況とならないような割合を決定することが重要と考える。

離婚時の年金分割については、離婚時には「原則として」夫婦間で年金の分割されるな仕組みを設ける必要があると考える。方向としては年金受給権を分割していく方向で検討が進められることが期待される。

●教育ローン構想には反対。

特殊法人整理合理化計画で現在特殊法人については、その殆どが独立行政法人化され、従来以上にスリム化していく方向で改革が行われている。日本育英会は従来教育資金の無償および有償の融資を行ってきたが、昨今の景気の悪化から回収が進まず、不良債権化が深刻となっており、回収を促進するために大変な労力を使わざるを得ない状況となっている。このように考えると、貴重な年金資金を使って育英会と同じような教育ローンを開始することは、①特殊法人整理合理化の方向と逆行し、②しかも年金資金の損失リスクを招きかねない、という点で反対である。

以上

企業年金に関する意見

平成15年7月3日
近藤 師 昭

I 企業年金に関する状況認識

1. 老後の所得は、公的年金・企業年金・自助努力による個人年金等により充足することになるが、それぞれの役割と度合いは、個々人の欲求により多様化している。

現在論議されている公的年金の改革の方向によっては、公的年金の所得代替率の低下も考えられ、その結果として、企業年金への期待が高まると予想される。

2. 公的年金の改革と合わせ、より信頼の置ける企業年金制度とするよう、多様化する企業・従業員の要望への対応を含め、その制度の普及策について柔軟に検討する必要がある。

特に、老後の所得保障機能として最も必要とされる終身年金をプラスアルファとして必ず支給する厚生年金基金制度を、年金制度体系の中に今一度明確に位置づけ、これまで凍結されてきた事柄への対応や厚生年金保険本体との関係について明確にすることを含め、その役割と機能を再検討すべきである。

3. 企業年金制度を取り巻く環境は、企業業績の不振による掛金負担力の低下、資産運用環境の悪化による積立不足の拡大、新会計基準の導入による積立不足の顕在化等により「企業年金危機」ともいえる事態となっている。

企業年金は、機関投資家として資本市場を通じた投資を行っており、企業年金の規模が縮小することは企業の資金調達を狭め、マクロ経済的に見ても好ましくない事態を招来することとなる。

4. 世界的に低金利が続く中で、年金のコストは賃金等に比較して相対的に上昇してきている。

諸外国においても、企業経営戦略の重要な柱として、人事戦略を再構築する中で従業員給付に関する見直しが進められている。

また、経済協力開発機構（OECD）からも、年金数理人等の役割を含む企業年金のガバナンスのガイドラインが示されている。

5. わが国では、企業年金制度が発足して約40年が経過しているが、成熟化の進んだ企業年金では、毎年の給付は掛金を上回り、積立金の運用収益を加

えて賄う状況となっている。さらに、掛金の規模に比べて積立金の規模が大きくなっている。このため、運用収益が予定収益を下回ると、巨額の追加拠出を求められることとなる。

こうした中で、受給権の保護をどう図るか、どのように安定的な財政運営を行うか、検討していくことが重要である。

II 企業年金制度に関する意見

1. 厚生年金基金制度について、平成15年6月12日年金部会提出資料1-1「企業年金制度等について」（以下、「資料」という。）の5-8ページに示されているように、免除保険料、最低責任準備金の凍結解除と、免除保険料の算定基礎の見直し、特に予定利率の適切な設定（すなわち現在の5.5%からの引き下げ）については、厚生年金基金財政の健全化、受給権保護の観点から大変重要であるので、低金利下においても代行給付原資が確保されるよう、過去期間分の手当てを含め、必ず実施する必要がある。
2. 企業年金は中長期的な観点から財政運営を行うものであり、資産の時価の短期間の変動が、できるだけ財政運営に影響しないようにする必要がある。
特に、非継続基準の財政検証については、これまで数次にわたり弾力化が図られてきたが、今後の状況に応じ、現行の最低積立基準額が予定利率の低下に伴い顕著に増加する仕組みのあり方を検討する必要があると考えられる。
3. 資料15ページにある支払保証制度については、アメリカの年金給付保証公社は、78万人（2003年9月末現在）の保証給付を引き受けており、また、イギリスにおいてもアメリカにより近い仕組みの支払保証制度を導入してはどうであろうかとの政府提案が行われている。
支払保証制度は確定給付企業年金制度においても受給権保護の観点から必要であり、保護すべき給付水準、拠出方法等について検討すべきである。
4. 企業会計基準については、中長期的観点から運営される年金制度の実態を反映したものとなるよう早急に修正すべきであるとする。

特に厚生年金基金の代行部分について、上記1のように過去期間分、将来期間分とも免除保険料等で政府が手当てすることが明確にされた場合には、企業会計上、代行部分は退職給付債務の算定対象から除外すべきである。

以上